平成２１年（フ）第１９３号
福岡県うきは市浮羽町古川字近瀬1099番地の８
破産者　株式会社富久屋
１　決定年月日　平成22年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１９４号
福岡県嘉麻市大隈町12番地３
破産者　大場　　毅
１　決定年月日　平成22年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１９５号
福岡県嘉麻市大隈町12番地３
破産者　大場　妙子
１　決定年月日　平成22年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１９６号
福岡県うきは市浮羽町高見397番地
破産者　大場　研治
１　決定年月日　平成22年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１６６号
北海道苫小牧市字糸井150番地１
破産者　株式会社カントリー食販
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第７２２号
千葉県東金市滝242番地
破産者　野上　佳成
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２７６号
千葉県船橋市湊町２丁目14番13―401号
破産者　岩佐　周治
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第２７８９号
横浜市金沢区福浦１丁目５番２号金沢産業振興センター３階、商業登記簿上の所在地横浜市金沢区富岡西３丁目39番２号
破産者　株式会社信徳輸送
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５０３号
名古屋市中村区長戸井町４丁目38番地　飯沼ビル３階
破産者　エーアンドイー・スケープ株式会社
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５０４号
名古屋市中村区長戸井町４丁目38番地
破産者　有限会社エコテクノサービス
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７８０号
名古屋市港区九番町３丁目１番地の４　シャトレ愛松東海通202号、商業登記簿上の本店所在地名古屋市港区木場町９番地７　南木場荘111
破産者　天工株式会社
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７８１号
名古屋市中区栄４丁目５番５号
破産者　有限会社創建管財
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０３号
大阪府阪南市黒田315番地の１
破産者　成瀬工業株式会社
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８６６号
大阪府貝塚市橋本102番地の８
破産者　有限会社キムラ
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９０２号
兵庫県姫路市大津区天満399番地の１
破産者　株式会社関流
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９５２号
兵庫県高砂市曽根町374番地
破産者　株式会社大道組
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２号
鳥取県米子市皆生温泉４丁目29番11号
破産者　株式会社清風荘
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１０３２号
高知市大谷公園町16番１―205号アーネスト大谷公園
破産者　有限会社大輝建設
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第７６０号
大分県臼杵市野津町大字野津市178番地の２
破産者　芦刈薬品有限会社
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４３３２号
札幌市中央区南７条西14丁目２番21―706号
破産者　株式会社Ｒ＆Ｄ・システムズ
１　決定年月日　平成22年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６８８号
東京都目黒区自由が丘２丁目４番18号レジデンス・テ　ラ　自由が丘101、破産手続開始決定時の住所東京都葛飾区金町２丁目10番18―206号ヒルズ金町
破産者　今村　彰宏
１　決定年月日　平成22年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１６１３号
東京都府中市晴見町１丁目28番地府中グリーンハイツ６―411
破産者　有限会社岩崎電業
１　決定年月日　平成22年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部